ジャパンネット銀行本店営業部　スズキ　メグミ名義　7566716
ジャパンネット銀行本店営業部　ヒロウミ　キヨシ名義　7679639
ジャパンネット銀行本店営業部　ヤマモト　イッセイ名義　5508771
新生銀行本店　オンダ　ミユキ名義　1873927
新生銀行本店　エビスハマ　トミオ名義　1626096
新生銀行本店　スギモト　コウジ名義　1728930
新生銀行横浜支店　フクモト　オサム名義　0368622
住友信託銀行東京営業部　オリト　ヤスノリ名義　3811539
スルガ銀行マイ支店　イケジリ　ヒデシ名義　3030794
スルガ銀行マイ支店　ササキ　カナコ名義　3029738
スルガ銀行マイ支店　タカハシ　ヒロアキ名義　3004468
スルガ銀行マイ支店　マツモト　マスヒロ名義　3003483
セブン銀行サルビア支店　ミヨシ　タクヤ名義　0297214
泉州銀行ダイレクト支店　コバヤシ　トシアキ名義　0363831
泉州銀行ダイレクト支店　ヤザワ　アンリ名義　0352073
中京銀行岩倉支店　アイカワ　タカシ名義　1125944
中京銀行岩倉支店　ニシオカ　ノブオ名義　1125928
東京スター銀行大宮支店　スギモト　コウジ名義　5437249
東京スター銀行日比谷支店　サイトウ　カン名義　5260306
東京都民銀行茅場町支店　スズキ　リエ名義　4031049
東京都民銀行楽天支店　イノウエ　ヒロシ名義　0212899
東京都民銀行楽天支店　エチゴ　ミチマサ名義　0223251
東京都民銀行楽天支店　ナカジマ　ヨシカズ名義　0202791
東京都民銀行楽天支店　ハナノ　ユウコ名義　0205913
東京都民銀行楽天支店　ホンマ　ユウスケ名義　0215514
東京都民銀行楽天支店　ヨシカワ　キヨヒコ名義　0213468
みずほ銀行小松川支店瑞江出張所　イズミ　ケン名義　8062928
みずほ銀行立川支店　タナカ　リュウジ名義　1266632
三井住友銀行新百合ケ丘支店　サトウ　ヨウゾウ名義　6687218
三菱東京ＵＦＪ銀行川崎支店　ヨシダ　スエヒロ名義　2053200
三菱東京ＵＦＪ銀行西池袋支店　ササキ　ヤスコ名義　2397065
りそな銀行京阪京橋支店　イズミタニ　カツトシ名義　0068261
りそな銀行行徳支店　スガワラ　アオイ名義　00018674

⑵　主な犯行態様

ア　被害者の実子等親族を装い、被害者方又は被害者使用の携帯電話に電話をかける。

イ　応対に出た被害者に実子等親族である旨信じ込ませた上、「怪我をさせた女性に対する賠償金を支払うために消費者金融で借金したが、返済に窮しており、保証人等に迷惑がかかるので、返済額を指定口座に振り込んでほしい。」などとうそを言う。

ウ　前記イの借金返済又は慰謝料の肩代わりによる支払いを依頼し、数万円から数百万円の金額を指定口座に振り込むよう求める。

エ　振り込まれた金額をほぼ全額、指定口座から引き出す。

５　開始決定の時における給付資金の額　金170万450円

６　支給申請期間　平成23年１月26日から平成23年３月25日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　ア　杉本　浩文　イ　坂　　信行　ウ　安岡　　剛　エ　花岡　正悟

⑵　裁判所名　アからウ　高知地方裁判所
エ　第一審判決　高知地方裁判所　控訴審判決　高松高等裁判所

⑶　裁判年月日　アからウ　平成22年６月25日
エ　第一審判決　平成22年６月25日　控訴審判決　平成22年12月２日

⑷　確定年月日　アからウ　平成22年７月10日　エ　平成22年12月17日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人杉本　浩文、坂　　信行、安岡　　剛、花岡　正悟は、共犯者らと共謀の上、他人の親族になりすまし、その者が女性に傷害を負わせるなどし、その示談金の支払い等に要した借入金の返済を迫られているかのように装って、金員を詐取するとともに、その詐取金を他人名義の口座に振込入金させて犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと企て、平成19年９月11日ころから平成21年４月９日ころまでの間、複数回にわたり、被害者方に電話をかけるなどの方法により、被害者54名と通話し、同人らに対し、同人らの親族を装い、「付き合っている彼女とけんかになって、振り払ったはずみで彼女が転んで顔に怪我をして、治療費などを払うためにサラ金でお金を借りた。今日中に返さないと、保証人になってくれた人に迷惑をかけてしまう。」などとうそを言い、前記被害者らの親族が、女性に傷害を負わせるなどし、その示談金の支払い等に要した借入金を返済するための金員を必要としているものと誤信させ、よって、平成19年９月11日から平成21年４月９日までの間、前後78回にわたり、前記被害者54名に、被告人らが管理する複数の第三者名義の銀行等の口座に現金合計7,365万5,423円を振込入金させ、もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒780―8554　高知市丸ノ内１丁目３番20号
高知地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号　088―823―6744（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（高知地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（高知地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。